

○窃盗犯捜査に関する訓令

発出年月日：昭和 52 年 1 月 12 日
文書番号沖縄県警察本部訓令第 1 号

改正 前略・・・令和 3. 3 訓令 10

この訓令は、窃盗犯（以下「盗犯」という。）の捜査を適正、かつ、効果的に推進するため、必要な事項を定めるものとする。